

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第49号

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員特殊勤務手当支給規則（平成16年四日市市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 788 400 824">附 則</p> <p data-bbox="237 907 807 996">この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="933 788 1034 824">附 則</p> <p data-bbox="884 846 1054 882"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="837 907 1442 996">1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="884 1019 1262 1055"><u>（防疫作業等手当の特例）</u></p> <p data-bbox="837 1079 1442 1288">2 <u>条例附則第78条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる作業であって、令和2年2月1日から令和5年5月7日までの間に従事したものとする。</u></p> <p data-bbox="871 1312 1442 1816"><u>(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又はその疑いがある者（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。）の移送</u></p> <p data-bbox="871 1841 1442 1930"><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者等の検体の採取</u></p> <p data-bbox="871 1955 1442 2045"><u>(3) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対して行う聞き取り調査</u></p>

(4) その他前各号に掲げる作業に準じるものとして市長が認める作業

3 条例附則第78条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる作業 従事した1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）

(2) 前項第4号に掲げる作業 同項第1号から第3号までの作業との均衡を考慮して市長が定める額

4 同一の日において、附則第2項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、いずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)